

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	保健福祉部
	課 名	子ども福祉課
	係 名	保育係
	記 入 者	
	電話(内線)	142

1. 事業の概要	
(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続
(2) 事務事業 の名称	幼児教育支援事業
(3) 事業の 優先度	B
(4) 総合計画での位置づけ	
① 事業の区分	主要事業
② 施策コード	41399 (総合計画掲載ページ 104 ページ)
基本目標(政策)	4未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文化)
基本施策	4-1生きる力を育む教育環境づくり(学校教育)
施策	③地域に根ざした教育の推進
施策内容	その他
(5) 事業期間	開始 年 月から 年 月まで (力年)
(6) 事業主体	市
(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質 一般事業費(ソフト事業) 会計区分 一般会計 財源区分 国県補助 予算科目 款 10 項 4 目 1 予算書上の 事業名称 (予算書 166 ページに掲載)
(8) 事務分類	自治事務
根拠法令	

2. 事業の目的及び内容	
(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
【幼児教育支援事業】結城市内の私立幼稚園 【一時預かり事業】結城市在住の園児が通う特定教育施設である私立幼稚園、認定こども園(市外の園も対象)	私立幼稚園、認定こども園の地域活動を促進するとともに、地域に開かれた社会資源として幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用を図り、幼児教育の振興に資する。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
【私立幼稚園対象】 ・3歳児保育事業 園児割 年少以下の園児一人につき年額5,000円 施設割 一園 40,000円 ・地域交流事業 園児割 園児一人につき200円×5事業 施設割 一園 40,000円 【一時預かり事業】 ・通常教育時間を超えて在園児を預かっている特定教育施設に園児一人当たり400円/平日 800円/休日	一時預かり事業については、平成26年度まで預かり保育として市単独補助で実施。平成27年度の子ども・子育て支援法により特定教育給付施設のみ一時預かり事業として国・県補助事業となった。(私立幼稚園については、私学助成の方で対応)
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
幼稚園、認定こども園の一時預かり事業により、通常教育時間を超えての預かりを実施する施設が増えている。また、保護者も一時預かり事業の推進により、教育施設に子どもを通わせながらの就労も可能となってきた。	

3. 事業コスト	
行政評価 実績内容の評価 検討・改善 検討・改善内容を反映	
実施計画	
● 予算内訳	実績額(千円) 当初予算額(千円) 計画額・見込額(千円)
事業内容	27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 31 年度
事業費	
3歳児保育事業	490 525
地域交流事業	565 456
一時預かり事業	2,098 3,820
合計	3,153 4,801
財源	
国庫支出金(千円)	699 1,273
県支出金(千円)	699 1,273
地方債(千円)	
その他特定財源(千円)	
一般財源(千円)	1,755 2,255
合計(千円)	3,153 4,801
補助・起債制度名	地域子ども・子育て支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）								
指標の名称			単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	幼児教育支援事業	目標値	施設		3	3	3	3
		実績(見込)値		4	3			
	一時預かり事業	目標値	施設		4	6	6	6
		実績(見込)値		4	4			
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名	幼児教育支援事業	目標値	施設		3	3	3	3
		実績(見込)値		4	3	3	3	3
		達成率		133.3 %	100.0 %			
	一時預かり事業	目標値	施設		4	6	6	6
		実績(見込)値		4	4	6	6	6
		達成率		66.7 %	66.7 %			
5. 事業評価								
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。								
(2) 項目別評価								
評価項目・客観的評価				理由				
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	私立幼稚園、認定こども園の地域活動を促進するとともに、幼児教育の振興を図ることを目的としている。				
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	行政以外には実施できない。				
	手段の妥当性	B	どちらとも言えない	子ども子育て支援新制度へ移行した園としない園とで補助内容が異なるため。				
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	施設に補助するのが一般的である。				
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	新制度に移行した園としない園とで補助の仕方が異なるため比較できない。				
有効性	成果の向上	A	上がっている	地域活動を計画的に行うことができる。				
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	新制度に伴い平成27年度から補助の仕方が変わった。				
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。								
平成27年4月から子ども子育て支援新制度が開始され、市内の私立幼稚園でも認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園など3種類に分かれた。補助については、公平となるよう、それぞれの施設に応じた補助が必要となってくる。								
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？								
今後、施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園へ移行する園についての動向を確認する。								
6. 事業の方向性判断								
評価主体		28年度以降の事業の方向性		評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)		注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)		地域交流事業(市単独補助金)の在り方を検討する必要がある。				
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う				上記評価のとおり。				